

大橋洋一『都市法』正誤表

2025 年 3 月 31 日

本書において以下の誤りや不正確な記述がありましたので、お詫びして訂正いたします。

82 頁 10 行目

「同 9 条 15 項括弧書き」 ⇒ 「同 13 条 1 項 7 号」

82 頁本文下から 6～5 行目

「都計 9 条 15 号」 ⇒ 「都計 9 条 15 項」

83 頁 8 行目

「都市計画法 97 条」 ⇒ 「都市計画法 98 条」

88 頁本文下から 4 行目

「不動産開発業者が主体となって」

⇒ 「地方公共団体，都市再生機構，公社，土地区画整理組合などが主体となって」

95 頁本文下から 2 行目，注 12) 3 行目及び表(a)と(b)の表中表記

「居住調整区域」 ⇒ 「居住調整地域」

95 頁注 12) 3 行目

「居住を誘導する」 ⇒ 「住宅地化を抑制する」

105 頁本文下から 5～4 行目

「賠償責任を負うと判示した」 ⇒ 「賠償責任を負う可能性を示した」

128 頁下から 8 行目

「都計 13 条 15 号ロ」 ⇒ 「都計 13 条 1 項 15 号ロ」

136 頁本文下から 9 行目

「条例で定められた形態や色彩の定め」 ⇒ 「景観計画に定められた形態や色彩の定め」

160 頁本文下から 5 行目

「定める必要がある」 ⇒ 「定めるものとされる」

162 頁本文下から 1 行目

「居住誘導区域」 ⇒ 「居住誘導区域外」

168 頁本文 1 行目

「記載せねばならず」 ⇒ 「記載するものとされ」

183 頁 14 行目

「条例 23 条 2 項・4 項」 ⇒ 「条例 23 条 3 項・4 項」

206 頁 9 行目

「都計 65 条 1 項, 26 条 1 項」 ⇒ 「都計 65 条 1 項, 62 条 1 項」

207 頁本文下から 2 行目

「打鍵による」 ⇒ 「ハンマーを用いた」

258 頁下から 6 行目

「住宅性能評価を受けた住宅」 ⇒ 「新築住宅」

271 頁図表 13-2 の 2 段目

「市街化調整区域」 ⇒ 「区域区分が定められていない都市計画区域」

284 頁 7 行目

「第一種市街地開発事業」 ⇒ 「第一種市街地再開発事業」

299 頁 5 行目

「古都保存 11 条」 ⇒ 「古都保存 12 条」